

工作物の設置に関する誓約書

工作物の設置にあたり、下記のすべての事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 設置方法及びスケジュール、実施区域など実施事項に関する情報を町、近隣関係者等に周知するとともに、当該関係者の理解を得るため、必要な説明等を積極的に行います。
- 2 工作物設置の実施において、関係法令を遵守し、近隣区域の自然環境及び生活環境に関して十分に配慮します。
- 3 工作物設置の実施において、事故等の防止に努めます。
- 4 工作物設置の実施において、事故等が発生したときは、適切な対応を図り、再発防止の措置を講ずるとともに、当該措置の内容を報告します。
- 5 工作物設置後は、施工用設備の撤去を適切に実施するとともに、設置に関して使用した土地がある場合に関しては実施前の現状に復します。

弟子屈町長 様

年 月 日

住 所

氏 名

⑩

法人にあってはその名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地